

①提案主体の氏名又は団体名 (必須)	③提案名 (必須)	④事業の実施場所 (任意)	⑤具体的な事業の実施内容 (必須)	⑥「⑤」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果 (必須)	⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容 (必須)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等 (必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容 (必須)
鳥取県	日本版DMOによる魅力的な観光地域づくり	鳥取県内	<p>本県においては、魅力的な観光地域づくりを実現するため、日本版DMO候補法人として1団体が「広域連携DMO」、2団体が「地域連携DMO」として登録されたところ。当該「地域連携DMO」では、観光地域づくりの推進組織として、第3種旅行業資格を有し当該地域の資源を組み合わせた旅行商品造成に取り組んでいるが、第3種旅行業資格における募集型企画旅行の実施区域は隣接市町村に限定されていることから、市町村の位置関係によっては第3種の旅行業ではDMOの連携範囲すべてをカバーする旅行商品の造成ができず支障が生じているため、その実施区域をDMO連携市町村を含む範囲に拡大すること。</p>	<p>地域に根ざし、地域の観光資源を熟知した地域連携DMOによる企画旅行の創出を促進することで、地域の観光資源を基にした旅行商品や多様な広域観光周遊ルートを創設することにつながる。</p> <p>また、旅行商品造成に、様々な立場の関係者が参画・連携するDMOが参入することにより、旅行者の広域化・多様化するニーズに応えることができるものである。</p> <p>これにより、訪日外国人旅行者を含めた交流人口及び消費の拡大、雇用の創出等につながり、観光立国の実現とともに地方創生、地域の活性化にも資する。</p> <p>規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)において示されたとおり、多様な旅行商品の造成を促進するために、第3種旅行業者が実施できる募集型企画旅行の実施区域の拡大について、各地域及び事業者のニーズを踏まえ検討を進め、実現することが必要である。</p>	<p>第3種旅行業者による募集型企画旅行の実施区域は、旅行業法施行規則第1条の2により、「営業所の存する市町村及び隣接する市町村」に限定されている。</p> <p>鳥取県東部(鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町)及び兵庫県北但西部(香美町、新温泉町)においては、日本版DMO候補法人に登録された「鳥取・因幡観光ネットワーク協議会」を中心に広域連携が検討されているところであり、同協議会の構成団体である「一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会」が第3種旅行業資格を有しているが、同協会が所在する鳥取市は香美町と隣接していないため、香美町が実施区域外となる。</p> <p>第3種旅行業者の業務範囲(1市5町)とDMOの連携範囲(1市6町)が一致していないために、第3種旅行業ではDMOの連携範囲すべてをカバーする旅行商品の造成ができない。</p>	旅行業法施行規則第1条の2	<p>現行の第3種旅行業では、募集型企画旅行の実施区域は、営業所が所在する市町村と隣接する市町村だが、地域連携DMOとして日本版DMO候補法人に登録された団体及びその構成団体が第3種旅行業資格を有する場合は、その業務範囲をDMO連携市町村を含む範囲に拡大する。</p>